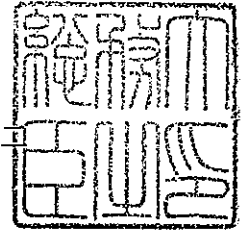


総政企第 256 号
平成24年10月26日

統計委員会委員長
樋口 美 雄 殿

総 務 大 臣
樽 床 伸



諮問第 45 号
国民生活基礎調査の変更について（諮問）

標記について、厚生労働大臣から平成24年10月10日付け厚生労働省発統1010第1号により別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。